

枚方市監査委員告示第 4 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 26 日

枚方市監査委員	勝	山	武	彦
同	分	林	義	一
同	堤		幸	子
同	大	橋	智	洋

1. 監査の対象

(1) 対象部課

市議会事務局
選挙管理委員会事務局
農業委員会事務局
公平委員会事務局
会計課

(2) 対象事務

平成30年度における財務に関する事務の執行及び事務の管理状況

2. 監査の期間

平成30年12月3日から平成31年3月25日まで

3. 監査の結果

関係者から事情聴取し、また、提出された資料及び関係書類を監査した結果、事務処理状況等はおおむね適正に処理されているものと認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられた。

以下、留意点、意見を述べる。

【意見・要望事項】

[市議会事務局]

○議会活動に関する情報発信の充実について

市議会の市民への情報発信については、議会報を始め、インターネットによる本会議の生中継を平成29年9月定例会月議会から開始するなど様々な形で行われている。

今後も、開かれた市議会を目指し、議会活動を様々な機会を通じて周知し、情報発信の充実に努めるよう要望する。

[選挙管理委員会事務局]

○本市における投票率向上への取組について

投票率向上への取組については、期日前投票所の拡充を始め、新有権者に向けた啓発や、選挙公報を手話翻訳したDVDを作成して聴覚障害者をサポートするなどの施策が講じられている。

今後も、投票率を向上させる取組を一層推進するよう要望する。

[会計課]

○公金の支出に係る事務について

会計課は、会計管理者の下で市の会計事務をつかさどっており、日々の会計事務が適正に処理されるため各部署を指導・監督する立場にある。

平成30年9月から12月までの間で実施した財務部の定期監査において、契約課に対して物品購入や賃貸借契約等に係る契約書の徴収の不備に関する指摘を行っている。契約書は、契約課だけではなく、各部署における履行確認や会計課における債務確認に際しても必要な書類の一つとされている。

契約書の徴収の不備は会計事務の処理の根幹に関わる問題であることから、物品購入等を依頼した部署や契約課だけではなく、会計課を含む三者が役割分担の下で連携し、物品購入等に係る会計事務の適正化に向けて取り組むよう要望する。

[農業委員会事務局]

[公平委員会事務局]

特に指摘すべき事項はなかった。